

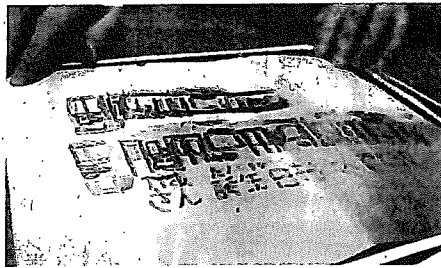
「子連れ去り勝ち」の絶望

他方の親の同意を得ない「子の連れ去り」が社会問題化している。母親による子連れ別居はよくあることとして受け止められてきたが、子の身の回りの世話をしていることが離婚後の親権争いで有利に働くことと広く知られるようになり、近年は父親による子の切り離しも顕在化している。「連れ去り勝ち」とも言われる、家族間紛争の実態に迫った。【飯田憲、山本将克】

「子どもを思い出す」というのは、一日たりともあさらない日。神奈川県神奈川県の女性(40)は小学校低学年だった長男と幼児の次男。当時夫を連れ去られた。もう4年、会っていない。大学の先輩だった夫と2009年に結婚し、程なく長男を妊娠した。その頃から

「子どもを思い出す」というのは、一日たりともあさらない日。神奈川県神奈川県の女性(40)は小学校低学年だった長男と幼児の次男。当時夫を連れ去られた。もう4年、会っていない。大学の先輩だった夫と2009年に結婚し、程なく長男を妊娠した。その頃から

裁判所は違法認定 親権争い強行



女性が長男から受け取った誕生日メッセージ。約3カ月後、夫に長男を連れ去られた。神奈川県内で、山本将克撮影

イロン台でたたかれたことをきっかけに、母子でシェルター(一時保護施設)に避難したこともあるが、「自分が家族を壊すわけにはいかない」と思い直し、自宅に戻った。

夫の変化に期待していた。だが、家庭にはそれまでとは違う不穏な空気が流れた。「母さんはおかしいから、あっちで遊ぼう」。夫は、子どもを巻き込んで嫌がらせをするようになった。「子どもは連れ去ったもん勝ちだ」と繰り返した。自宅には堂々と「男の離婚」というハウツー本を置いた。女性は19年7月、離婚を切り出した。

直後のことだ。夫は、中国地方にある自身の実家に子どもを連れて帰ると言い、長男を飛行機に乗せた。「母さんとは会わないこと」1週間後、今度は嫌がる次男を強引に車に押し込み、追いつかなくなった女性を突き飛ばして家を出た。女性が夫の実家を訪れると、夫側から「殴られたのは夫を立てないからだ。子どもは諦める」と告げられた。

女性は裁判所に救済を求めた。高裁は21年12月の決定で、離婚後の親権争いが現実問題となる中で、夫が強行した子連れ帰省について「連れ去り、またはそれに準じる違法な態様によって子の監護を開始した。違法性の程度は高い」と認定。子ども2人を女性に引き渡すよう夫に命じた。決定は後に確定した。

しかし、女性は引き渡しを受けるところか、子に会うことができずきていない。連れ去りからしばらくして「母さんとは会わないこと」にしました。お元気で、さようなら」と書かれた手紙が長男から届いた。母子は別居が長引く中、子どもは女性の下で暮らすことを拒むようになったという。裁判所の執行官が子を直接連れ戻す強制執行も試みたが、実現しなかった。

女性は「自分が夫に支配されていたように、子どもも父に逆らえない状態にある」と考えている。「司法判断に従っていない夫には何のおとがめもない。このままでは生き別れになる。違法な連れ去りがまかり通る。この国に絶望している」と肩をふるわせた。

6面につづく

面会ままならず 海外批判

子の違法連れ去り

1面からつづく

日本では、母親による子連れ別居が社会慣習として定着してきた。特に、夫による家庭内暴力(DV)がある家庭では母子が身をを守る正当な行為として受け入れられている。

一方、日本の離婚後単独親権制度の下では離婚後の親権者を決める際に「誰が継続して子の監護をしていたか」が重視される。このことが子を連れ去れば親権が取れるという誤った理解につながっているとの指摘がある。連れ去りを防ぐ法整備を怠ったとして国に賠償を求める集団訴訟も起こされ、社会問題化している。

日本の違法な連れ去りに当たるような無断別居は諸外国では犯罪とみなされる場合もある。国際社会の視線は厳しく、日本は2014年に国境を越えて連れ去られた子どもの扱いを定めたハーグ条約に加盟したものの、欧州議会は20年「子の返還の実現率が低く、国際的な連れ去り後の面会交流がままならない」として日本を批判した。20年施行の改正民事執行法に

よって子の引き渡しのルールは明確化された。しかし、最高裁によると、22年は4割弱で強制執行が実現しなかった。子が泣き叫んだり、親に強く拒まれたりすると、手続きが困難になるという。

離婚後の共同親権が主流になっている海外の現状はどうか。関西学院大の山口亮子教授(家族法)によると、米国では州によって父母が離婚する際に、子と過ごす時間の配分や教育・医療の方針、意見の食い違いがあった場合の対応をまとめた養育計画を裁判所に提出する義務がある。父母の離婚後も親子が頻繁に継続して交流することが「子の利益」にかなうと捉えられており、無断別居は違法という社会観念があるという。ひとり親が継続監護するのが良いとされがちなの日本とは大きな違いがある。山口教授は「DVから逃れる別居はやむを得ないとしても、だからといってあらゆる無断別居を正当化することは許されない。実力行使した親が優先されるべきではなく、不当な連れ去りの予防には何らかの方策が必要だ」と指摘する。

【飯田憲、山本将克】